

市川市地域防災計画

大規模事故編

【改訂案】

令和 5 年 ● 月

市川市防災会議

大規模事故編

目次

第1章 総論

第1節 目的	1
1 計画の目的	1
2 対象とする災害	1
第2節 市の現況	1
1 位置等	1
2 空港	2
3 核燃料・放射性物質取扱施設	2

第2章 大規模事故対策計画

第1節 基本方針	4
1 基本方針	4
2 対策の実施者	4
第2節 市の活動体制	4
1 情報収集の強化	4
2 事故対策本部	5
3 災害対策本部	6
4 現地調整所及び現地災害対策本部	6
第3節 応急対策計画	7
1 情報収集・伝達	1 1
2 消防活動	1 1
3 救助・救急	1 1
4 交通規制	1 1
5 警戒区域の設定	1 1
6 避難	1 2
7 救援・救護	1 2
8 広報活動	1 2
9 災害救助法の適用	1 2
10 増援	1 2

第3章 災害種別対策計画

第1節	大規模火災対策計画	1 3
1	基本方針	1 3
2	予防計画	1 3
3	応急対策計画	1 6
第2節	危険物等災害対策計画	1 8
1	基本方針	1 8
2	予防計画	1 8
3	応急対策計画	2 0
第3節	海上災害対策計画	2 2
1	基本方針	2 2
2	予防計画	2 2
3	応急対策計画	2 2
第4節	油等海上流出災害対策計画	2 5
1	基本方針	2 5
2	予防計画	2 7
3	応急対策計画	2 8
第5節	航空機災害対策計画	3 2
1	基本方針	3 2
2	予防計画	3 2
3	応急対策計画	3 2
第6節	鉄道災害対策計画	3 5
1	基本方針	3 5
2	予防計画	3 5
3	応急対策計画	3 5
第7節	道路災害対策計画	3 7
1	基本方針	3 7
2	予防計画	3 7
3	応急対策計画	3 8
第8節	放射性物質事故災害対策計画	4 0
1	基本方針	4 0
2	放射性物質事故の想定	4 0

3	予防計画	4 1
4	応急対策計画	4 2
5	復旧対策計画	4 5
第9節	不発弾等災害対策計画	4 6
1	基本方針	4 6
2	不発弾等処理計画	4 6
第10節	大規模ライフライン事故災害対策計画	4 8
1	基本方針	4 8
2	予防計画	5 0
3	応急対策計画	5 1

第1章 総論

第1節 目的

1 計画の目的

市川市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき市川市防災会議が作成する計画で、地震災害や風水害等の自然災害に備え、必要な防災活動を定めたものである。しかし、近年の社会及び産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、社会的要因による大規模な事故に対しても、市の対応が求められるようになってきた。

そこで、大規模な事故に対する予防対策、応急対策等を充実強化するために市川市地域防災計画（大規模事故編）を策定し、大規模事故災害に対する措置を定めることにより、市民等の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

2 対象とする災害

大規模事故災害として想定する災害は、災害対策基本法第2条及び同施行令第1条で定める災害のうち、社会的要因により発生する事故であり、その災害により人的あるいは物的被害を伴い、社会的に大きな影響を与えるものとする。

市川市で発生すると想定される大規模事故災害は、次のとおりである。

また、次に掲げられていない災害で、大規模事故災害に類する災害についても、この計画を準用する。

■ 予想される大規模事故災害

- | | |
|---------|----------------|
| ①大規模火災 | ②危険物等災害 |
| ③海上災害 | ④油等海上流出災害 |
| ⑤航空機災害 | ⑥鉄道災害 |
| ⑦道路災害 | ⑧放射性物質事故災害 |
| ⑨不発弾等災害 | ⑩大規模ライフライン事故災害 |

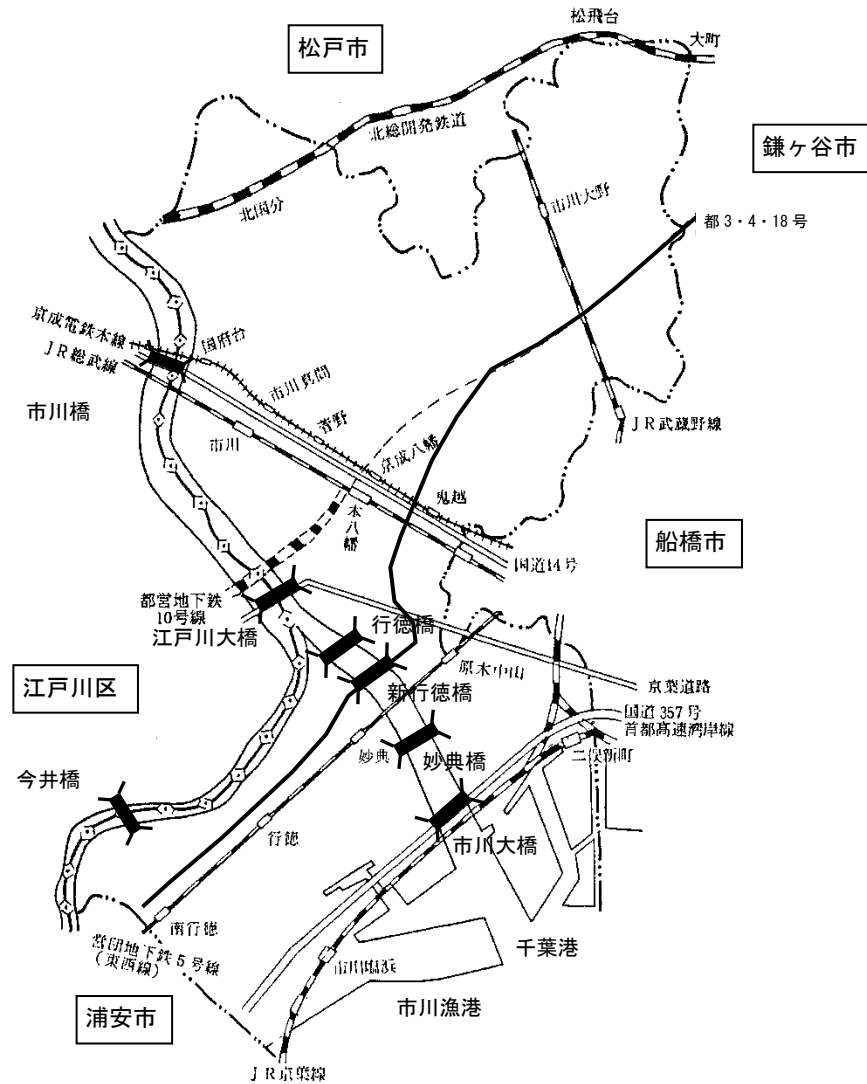
第2節 市の現況

1 位置等

本市は、千葉県北西部に位置し、北は松戸市、東は船橋市と鎌ヶ谷市、南は浦安市と東京湾に面し、また江戸川区・葛飾区と対向している。市域面積は、56.39k㎡、東西に8.2km、南北に13.4km

となっている。

都心から近いことから都心部と県内各地を結ぶ広域交通が集中しており、JR総武線・京葉線・武蔵野線、京成本線、東京メトロ東西線、都営新宿線、北総線といった鉄道網が発達し、京葉道路・湾岸道路、国道14号などの幹線道路が東西に、東京外かく環状道路が南北方向に通っている。



2 空港

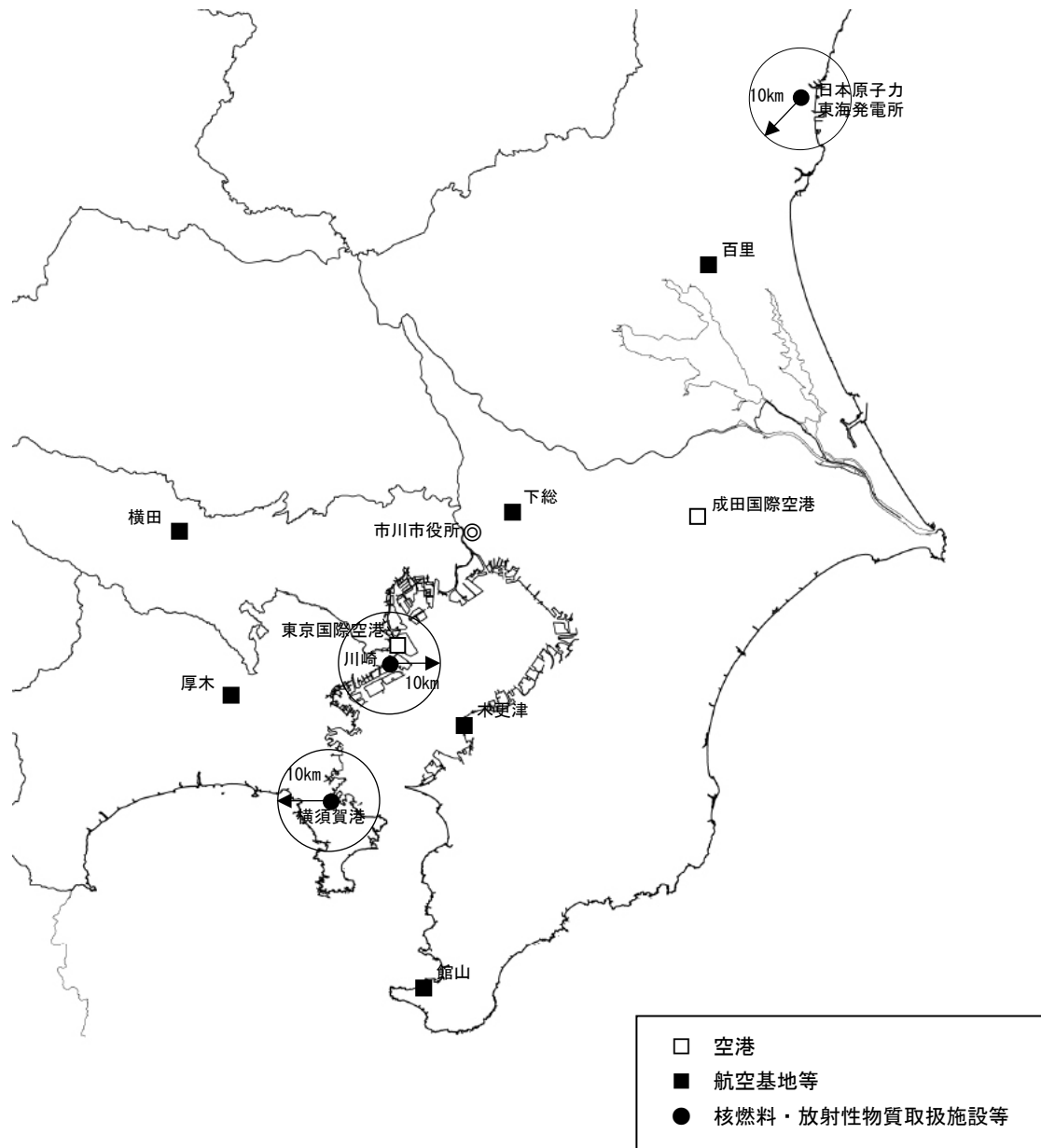
本市は、空港を有していないが、航空機発着回数並びに航空旅客数で国内1位を占める東京国際空港と、同2位である成田国際空港の間に位置し、特に東京国際空港から北へ向かう航空機の離陸コース上に位置している。

3 核燃料・放射性物質取扱施設

本市及び千葉県には原災法に規定される原子力事業所は存在しないが、隣接する地域には原子炉等の核燃料物質取扱施設がある。

また、県内には核燃料物質使用事業所が8箇所あり、このうち現在も核燃料物質を取扱っているのは4施設であり、他の施設は保管のみを行っている施設であって、臨界等大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

■ 空港施設及び核燃料・放射性物質取扱施設等



※核燃料・放射性物質取扱施設等周辺の半径 10km の範囲は、原子力安全委員会策定の防災指針上に規定されている EPZ (Emergency Planning Zone : 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲) の最大半径。

※東京国際空港 (羽田空港)、成田国際空港の飛行ルートは、風向き (南風・北風) や、好天・悪天時により異なる飛行経路で運用している。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 基本方針

1 基本方針

大規模事故災害は、地震災害、風水害災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響範囲が局地的である。したがって、応急対策に不可欠な交通ネットワーク、ライフライン、情報網への影響も限定的と考えられる。

また、一般に市民生活への影響は広範囲に及ばず、事故そのものへの対応が中心となると想定されることから、大規模事故災害への基本的な方針を次のように定める。

■大規模事故災害の対応方針

- 迅速な人命救助と二次災害の防止
- 迅速かつ正確な情報収集
- 被災住民等への適切な支援

2 対策の実施者

大規模事故災害対策は、原則として事故の原因者、所管施設の管理者、警察機関及び消防機関が中心となり、救出・救急・消火活動、二次災害の防止等の対応を実施する。

しかし、事故による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶ恐れがある場合は、市の機能をもって応急対策を実施する。

なお、災害の種別に応じて必要な事項については、第3章「災害種別対策計画」に記述するものとし、その他この計画に定められていない事項については、市川市地域防災計画（震災編）の規定に準ずる。

第2節 市の活動体制

1 情報収集の強化

- (1) 日頃より、警察機関や消防機関をはじめとする防災関係機関との連携を密にするとともに、災害時に迅速かつ確実な伝達が行われるよう、情報収集・伝達体制の整備に努める。
- (2) 大規模事故発生の情報入手した場合、又は大規模事故発生のおそれがあると認められた場合は、防災関係機関等から情報を収集するほか、事故現場に職員を派遣するなど、いち早い状況の把握に努める。

2 事故対策本部

(1) 設置基準

市長は、情報収集の結果、当該事故が市域に相当の被害が発生又は予想される災害であって、市として応急の対策をとる必要があると判断したときは、危機管理監を本部長とする事故対策本部を設置し、関係機関との連携のもと応急対策活動にあたる。

また、必要に応じて、事故現場近傍等に現地調整所を設置し、本部長が指名する職員を派遣して、他の関係機関との調整、情報伝達、応急対策活動にあたる。

なお、事故対策本部の詳細は危機管理監が別に定める。

(2) 組織構成

事故対策本部の組織構成は次のとおりとする。

本部 会議	本部長（議長）	危機管理監
	副本部長	消防局長
	本部員	市長公室長、総務部長、企画部長、財政部長、管財部長、 情報管理部長、文化国際部長、スポーツ部長、市民部長、 経済観光部長、こども部長、福祉部長、保健部長、環境部長、 街づくり部長、道路交通部長、下水道部長、行徳支所長、 会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長、教育次長、 生涯学習部長、学校教育部長、 その他危機管理監が必要と認める者
事務局	事務局長	危機管理室長
	事務局次長	危機管理課長、地域防災課長
	事務局職員	危機管理課、地域防災課

(3) 主な役割・業務

- ア 被害等に関する情報収集・伝達
- イ 関係部局の職員の動員と配置
- ウ 応急対策上の必要な措置

(4) 廃止基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害応急対策が概ね終了したとき
- ウ 災害発生のおそれがあった場合は、市域に被害が発生するおそれが解消したと認められるとき

3 災害対策本部

市長は、情報収集の結果、市域に甚大な被害が発生又は予想される災害であって、全庁的に対応にあたる必要があると判断した場合には、市川市災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとるとともに、応急対策活動にあたる。

災害対策本部の組織及び運営については、震災編第3章第1節「迅速な活動体制の確立」の定めるところによる。

4 現地調整所及び現地災害対策本部

(1) 現地調整所

事故対策本部長は、災害の規模及び様態により、円滑な応急対策活動の推進のため必要と認めるときは、各関係機関の現場における活動上適した場所に、現地調整所を設置する。

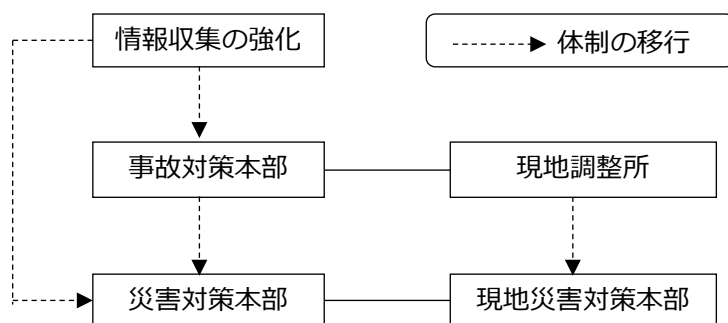
現地調整所では、現地で活動する各関係機関の代表者が随時参集し、活動内容の確認及び調整、被害状況や活動状況等の情報共有を行うものとする。

(2) 現地災害対策本部

災害対策本部長は、災害の規模及び様態により、強力かつ円滑な応急対策活動の推進のため必要と認めるときは、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長を指名し、事故現場近傍の拠点等に現地災害対策本部を設置する。

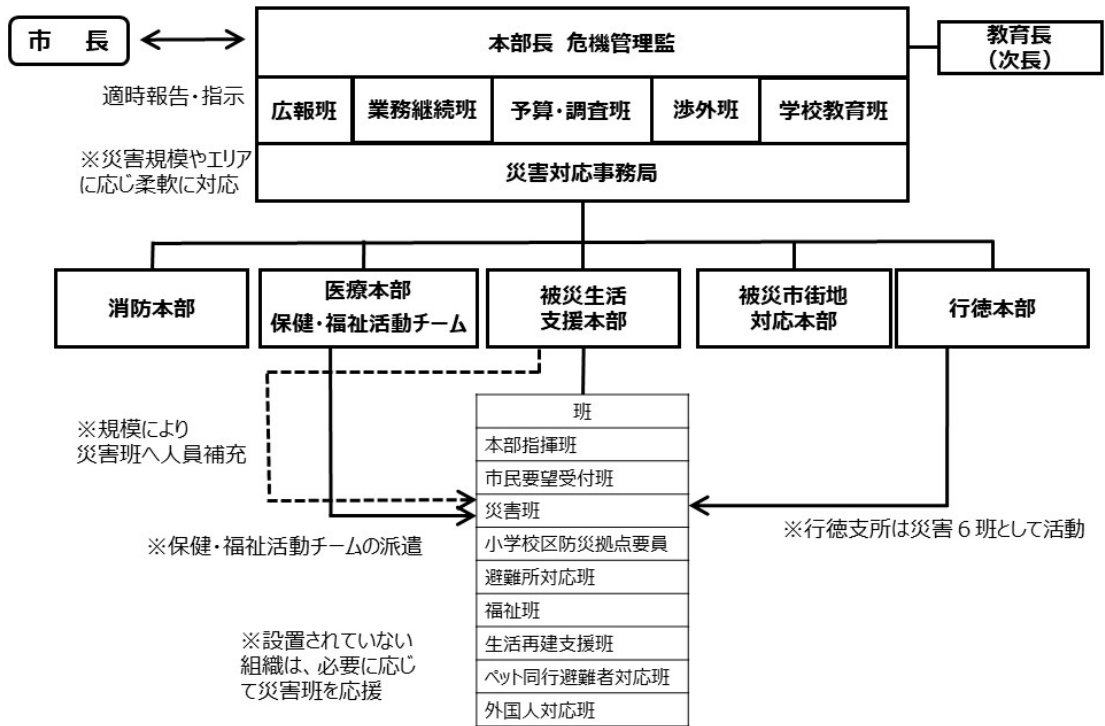
現地災害対策本部は、現地において関係機関等との連携調整、被害情報や対応状況等の把握、緊急を要する応急対策等の実施にあたる。

■活動体制の移行



第3節 応急対策計画

■事故対策本部の体制



■ 事故対策本部の所掌事務

本部・拠点名	責任者	担当部局	所掌事務
災害対応事務局	①危機管理室長 ②危機管理課長 ③地域防災課長	●危機管理課 ○地域防災課	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 災害活動方針案の作成 ➢ 被害状況の分析 ➢ 本部会議の運営 ➢ 緊急速報メールの配信 ➢ 避難指示の発令準備 ➢ 千葉県や自衛隊等との連絡・調整
本部長直轄班	広報班	●広報広聴課 ○秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 本部長等のスケジュール管理 ➢ 記者発表・取材対応・報道機関への広報依頼 ➢ 広報車・広報紙等による市民への広報 ➢ 災害ポータルページの更新 ➢ メール情報配信サービス ➢ SNSの配信 ➢ 広報車・広報紙等による市民への広報
	業務継続班	●企画部 ○情報管理部 ○市民部の一部	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 業務継続 ➢ 応援・受援 ➢ ボランティアの受け入れ ➢ 情報システムの維持管理
	予算・調査班	●財政部 ○管財部 ○監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急予算措置 ➢ 庁舎管理 ➢ 車両の調整、配備 ➢ 物資管理 ➢ 防災証明書発行
	渉外班	●議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 市議会対応
	学校教育班	●学校教育部	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 学校（園）への必要な指示 ➢ 疎開している児童・生徒等への対応 ➢ 学用品の調達、供給 ➢ 応急教育体制の整備

※1 消防本部は消防本部長の指揮の基に活動 ※2 設置されていない組織は、必要に応じ柔軟に運用

凡例 ①：第1順位 ②：第2順位 ③：第3順位 ●：統括部課 ○：担当部課

本部・拠点名	責任者	担当部局	所掌事務	
5 対 応 本 部 等	消防本部	①消防局長 ②消防局次長 (総務担当) ③消防局次長 (警防担当)	●消防局 ○消防団	<ul style="list-style-type: none"> ➢消火、救助、救出 ➢延焼火災時等の広域避難対策 ➢行方不明者等の捜索活動の推進 ➢消防活動記録の収集・管理 ➢消防計画の立案、推進、管理
	医療本部	①保健部長 ②保健部次長 ③保健医療課長	●保健部	<ul style="list-style-type: none"> ➢応急医療活動、保健活動、防疫活動 ➢医療救護所における応急医療活動体制の整備、保健・防疫活動の実施 ➢遺体の処理、埋葬
	被災生活 支援本部	①総務部長 ②総務部次長 ③選挙管理委員会 事務局長	●総務部 ○企画部の一部 ○文化国際部 ○スポーツ部 ○市民部 ○経済観光部 ○こども部 ○福祉部 ○環境部の一部 ○選挙管理委員会事務局 ○生涯学習部 ○農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ➢災害対策本部指揮所内の各係（市民からの要望受付等） ➢災害班の運営支援 ➢小学校区防災拠点の運営支援 ➢避難所の開設・管理 ➢労務供給 ➢救援物資の供給 ➢要配慮者への支援 ➢生活再建支援 ➢公共施設等の利用調整・管理 ➢応急仮設住宅の入居斡旋 ➢ペット対策 ➢帰宅困難者の支援 ➢外国人の支援
被災市街地 対応本部	①街づくり部長 ②道路交通部長 ③下水道部長 ④環境部長	●街づくり部 ○道路交通部 ○下水道部 ○環境部 ○行徳支所の一部	<ul style="list-style-type: none"> ➢被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保 ➢被災した市街地における危険防災対策、道路・拠点施設等の応急確保 ➢応急危険度判定本部の開設・運営 ➢崖や河川、海岸等の巡視・監視及び避難に係る意見具申 ➢土砂災害への対応 ➢道路規制、倒木の処理 ➢排水施設等の運転管理及び排水活動 ➢住宅再建（都市復興）方針の策定 ➢防疫活動、消毒の実施 ➢清掃、災害廃棄物処理 ※り災証明書発行のための住家認定調査の計画・実施への協力 	

行徳本部	①行徳支所長 ②行徳支所次長	●行徳支所	>行徳地域の孤立化等の問題に備えた、行徳地域の 実情に応じた応急対策の立案・推進 >港湾の被災状況の調査・把握 >東京湾沿岸部の高潮に関する巡回警戒 >災害6班の運営
------	-------------------	-------	---

※1 消防本部は消防本部長の指揮の基に活動 ※2 設置されていない組織は、必要に応じ柔軟に運用

凡例 ①：第1順位 ②：第2順位 ③：第3順位 ●：統括部課 ○：担当部課

		責任者	担当部局	所掌事務	
現 地 対 応 拠 点 等	現 地 災 害 対 策 本 部 （ 災 害 班 ） ／ 小 学 校 学 校 区 防 災 拠 点 （ 避 難 所 ）	災害 1班	①スポーツ部長 ②スポーツ部次長	●スポーツ部 ○市長公室の一部 ○情報管理部の一部 ○市民部の一部	>管轄地域全体の被害情報の収集 >被災生活支援本部への状況報告 >管轄する小学校区防災拠点からの情報集約・指示 >管轄する小学校区防災拠点の管理・支援
		災害 2班	①市民部長 ②市民部次長	●市民部	>地区の情報収集・発信・災害班との連絡 >避難所開設・運営支援
		災害 3班	①生涯学習部長 ②生涯学習部次長	●生涯学習部	>物資の供給等被災生活の支援 >地域への広報活動
		災害 4班	①こども部長 ②こども部次長	●こども部	
		災害 5班	①文化国際部長 ②文化国際部次長	●文化国際部	
		災害 6班	※行徳本部で対応	●行徳支所	
		①リー ダー ②サブ リーダ ー	○緊急初動配備職員の内、小学校区防災拠点 要員として指名された職員及び被災生活支 援本部からの派遣職員		

※1 消防本部は消防本部長の指揮の基に活動 ※2 設置されていない組織は、必要に応じ柔軟に運用

凡例 ①：第1順位 ②：第2順位 ③：第3順位 ●：統括部課 ○：担当部課

1 情報収集・伝達

- (1) 市（危機管理室及び消防局）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
- (2) 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、必要に応じ関係省庁に連絡する。
- (3) 通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

2 消防活動

- (1) 消防局は、速やかに事故の状況を把握するとともに、迅速に消火、警戒区域の設定、二次災害の防止等の消防活動を行う。
また、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。
- (2) 消防団は、消防署所等の指揮下に入るとともに、消防署所等と連携を密にして活動を行う。
なお、消防団の活動は、原則として管轄区域を優先する。

3 救助・救急

- (1) 消防局は、事故現場での救助活動を行うとともに負傷者等を医療機関に搬送する。
- (2) 市及び県は、被害状況の把握に努め、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に応援を要請するとともに、民間から協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- (3) 市は、多数の負傷者の発生等により患者の搬送に支障をきたし、通常の医療体制での対応ができないと判断したときは、事故現場に現地医療救護所を設置する。
現地医療救護所は、市川市医師会、市川市歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、負傷者等のトリアージや応急措置を行うものとする。
- (4) 消防局は、必要に応じて、ドクターヘリや自衛隊のヘリコプター等による搬送を要請する。
また、市及び消防局は、あらかじめ指定されたドクターヘリ臨時離着陸場を含め、災害の状況や周辺の住宅環境等総合的に検討し、事故現場近傍にヘリポートを確保する。

4 交通規制

- (1) 警察機関は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。
- (2) 市は、警察機関が実施する交通規制に協力する。

5 警戒区域の設定

- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に

対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第 63 条の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りの制限、禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 警察官又は海上保安官は、前項の業務を行なう市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、この職権を行なうことができる。この場合、実施後直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

6 避難

- (1) 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を行う。
- (2) 避難指示を行ったときは、市は適切な避難場所を選定するとともに、職員を派遣し避難者の受入に必要な措置を講じる。
- (3) 市及び警察機関等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。避難誘導にあたっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- (4) その他詳細については、震災編に定めるところによる。

7 救援・救護

市は、被災者の状況に応じて必要な場合は、食糧、飲料水、生活必需品等を供給する。

8 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式 Web サイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

9 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、震災編に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第 4 号）に適用する。

10 増援

災害対応の状況により、各担当部署に必要な増援を行う。

第3章 災害種別対策計画

第1節 大規模火災対策計画

1 基本方針

密集市街地における大規模な延焼火災や高層建築物の火災等による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定め、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

2 予防計画

(1) 建築物不燃化の促進

ア 建築物の防火規制

市は、市街地における延焼防止を次により促進する。

a) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

b) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

イ 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等一定の範囲の建築物の不燃化を促進する。

(2) 防災空間の整備・拡大

ア 市及び県は、都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等を指定し、良好な緑地を保全し、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。

イ 都市公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

市及び県は、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、関係機関との連携を密にして防災施設の整備促進を図り、あわせて火災に強い樹木の植栽を検討するなど、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

ウ 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、大規模火災においては火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献することが大きい。

市及び県は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路について、緊急性の高いものから整備を図っていく。

エ 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

(3) 市街地の整備

市及び県は、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により防災上安全性の高い市街地形成の促進を図る。

(4) 火災予防査察

消防局は、消防法第4条の規定により、防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施する定期査察と、火災予防運動期間中や歳末に実施する特別査察により、火災予防の徹底を図る。

《予防査察の主眼点》

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。

また、消火設備・警報設備・避難設備・防火用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理状況が、市川市火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、市川市火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 劇場・映画館・百貨店等公衆集会所での裸火の使用等について、市川市火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市川市火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

(5) 住宅防火対策

住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県及び市は、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

ア 住宅用防災機器等の展示

イ 啓発用パンフレットの作成

ウ 講演会の開催

(6) 多数の者を収容する建築物の防火対策

ア 防火管理者及び消防計画

消防局は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守さ

せる。

- a) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- b) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- c) 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- d) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- e) 従業員等に対する防災教育の実施

イ 防火対象物定期点検報告

消防局は、一定規模以上の特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

(7) 大規模・高層建築物の防火対策

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想されるので、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。

よって、消防局は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記(6)「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え、下記事項について指導する。

ア 消防防災システムのインテリジェント化の推進

- a) 高水準消防防災設備の整備
- b) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
- c) 防災センターの整備

イ 自衛消防業務従事者に対する教育の計画的な実施

(8) 文化財の防火対策

本市には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの被害を受けやすいため、適切かつ周到的な火災予防に対する努力が必要である。

ア 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火栓設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

イ 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防局から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火管理者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活

動の体制を整備しておく。

また毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防局と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消防訓練を行う。

(9) 消防組織及び設備の充実

ア 消防組織

市は、消防職員・団員の確保に努める。

県は、市の行う消防組織の充実強化を推進するための情報提供等の支援を行う。

イ 消防施設等の整備充実

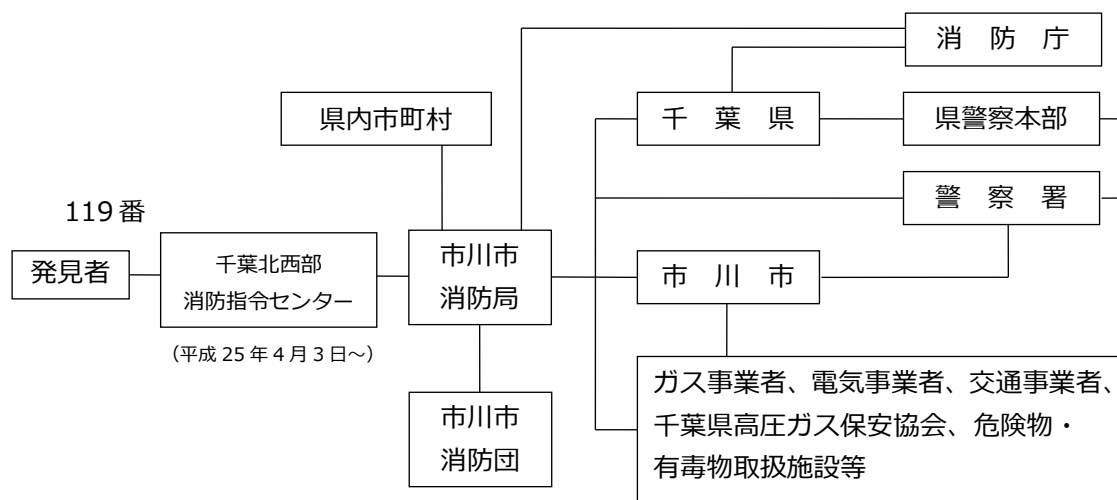
県は、市が作成した消防施設整備計画に基づき、充足率や財政力等の実情を勘案しつつ、実態に即した消防施設等の整備強化を促進するため支援する。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達

ア 市は、市民からの通報や災害現場への職員の派遣、高所カメラの活用等により、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

イ 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。



(2) 消防活動

ア 消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 消防団は、管轄区域の情報収集を行い、災害状況を把握し、活動は消防署等と連携を密にして行う。

ウ 市は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

ア 県及び市は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。

イ 県及び市は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。

ウ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

(4) 警戒区域の設定

ア 火災警戒区域

消防局長又は消防署長は、事故等により火災が発生するおそれが大きく、又は火災が発生し、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるときは、火災警戒区域を設定し、設定した区域における火気の使用の禁止及び応急対策等に従事する者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止、当該区域からの退去を命じることができる。

イ 消防警戒区域

消防吏員又は消防団員は、火災現場における活動の確保を図るため、消防警戒区域を設定し、設定した区域内における応急対策等に従事する者以外の者の立ち入りを制限若しくは禁止、当該区域からの退去を命じることができる。

(5) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

第2節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等による災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物災害に対する予防対策及び事故発生時の応急対策について定める。ただし、道路上での危険物等の災害については、大規模事故編第3章第7節「道路災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害については、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

なお、本計画の対象とする危険物等とは、次のとおりとする。

■対象とする危険物等

- ①危険物：消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など
- ②火薬類：火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など
- ③高圧ガス：高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど
- ④毒物・劇物：毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

2 予防計画

(1) 事業所等

ア 事業所等は、消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。

イ 事業所等は、消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所、取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を配置する。

a) 危険物保安監督者

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。

b) 危険物保安統括管理者

危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。

c) 危険物施設保安員の選任

危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。

ウ 毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たるとともに、危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。なお、毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、同様に危害防止に努めるものとする。

エ 事業所等は、災害発生時に有効な防災対策を行い、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

a) 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

b) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

c) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

d) 相互応援体制の確立

一つの事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所及び関係防災機関等の中で相互の応援体制を確立する。

e) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

f) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、危険物等に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の高揚を図る。

g) 防災訓練の実施

取り扱う危険物等の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 市及びその他関係機関

ア 予防査察

消防局は、消防法第 16 条の 5 第 1 項及び石油コンビナート等災害防止法第 40 条第 1 項の規定に基づいて、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立ち入り検査を行い、法令に定める基準に不適合な場合は、改修、移転など危険物の規制を実施する。

イ 事業所防災対策の強化

消防局は、危険物施設の管理者等に対し、防火管理者の選任、消防計画の作成、消防用設備の設置、防災訓練等を指導する。

ウ 消防体制の強化

消防局は、危険物の性質、数量等を把握し、事業所ごとの予防規程を作成するとともに、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策について教育を行う。

エ 立入検査（毒物劇物）

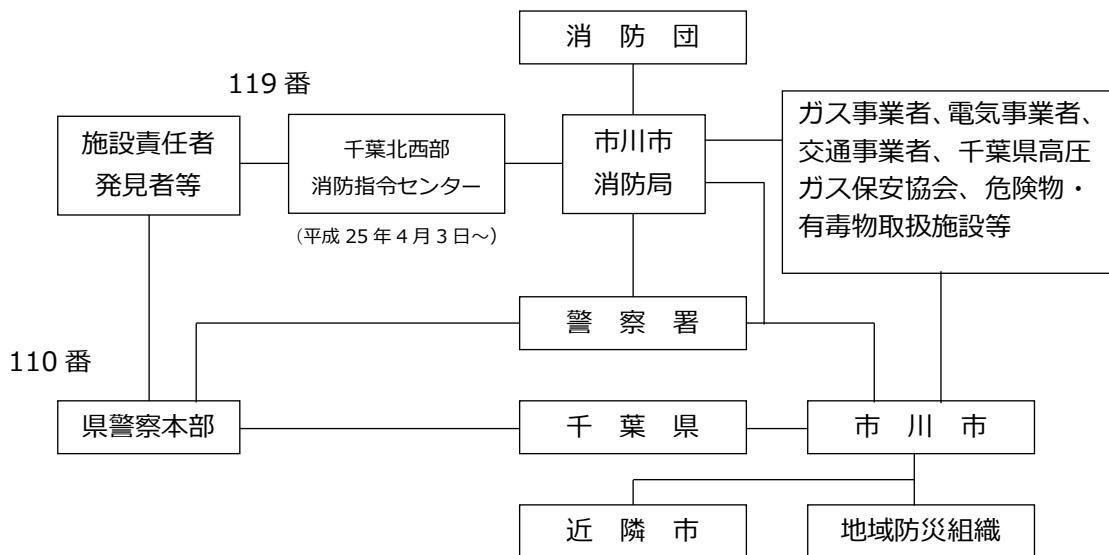
県（市川健康福祉センター）は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

3 応急対策計画

(1) 事業所等

ア 緊急通報

危険物等に係る施設が発災した場合、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。



イ 応急措置の実施

被害の拡大を防止するため、関係防災機関と連携し、速やかに危険物等の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(2) 避難

市は、火災等が拡大し危険な区域、有害物質の拡散等が予想される地区に対し、避難指示を伝達し、安全な地域に避難所等を開設する。

避難誘導にあたっては、消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他に関する情報の提供に努める。

また、警察機関は、避難指示及び避難誘導について協力するものとする。

(3) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

第3節 海上災害対策計画

1 基本方針

本市周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については大規模事故編第3章第4節「油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 各種予防対策

ア 航行船舶の安全確保

a) 千葉海上保安部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制海上交通情報の提供等の体制整備に努める。

b) 千葉海上保安部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

c) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

イ 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の指示等を実施する。

(2) 資機材等の整備

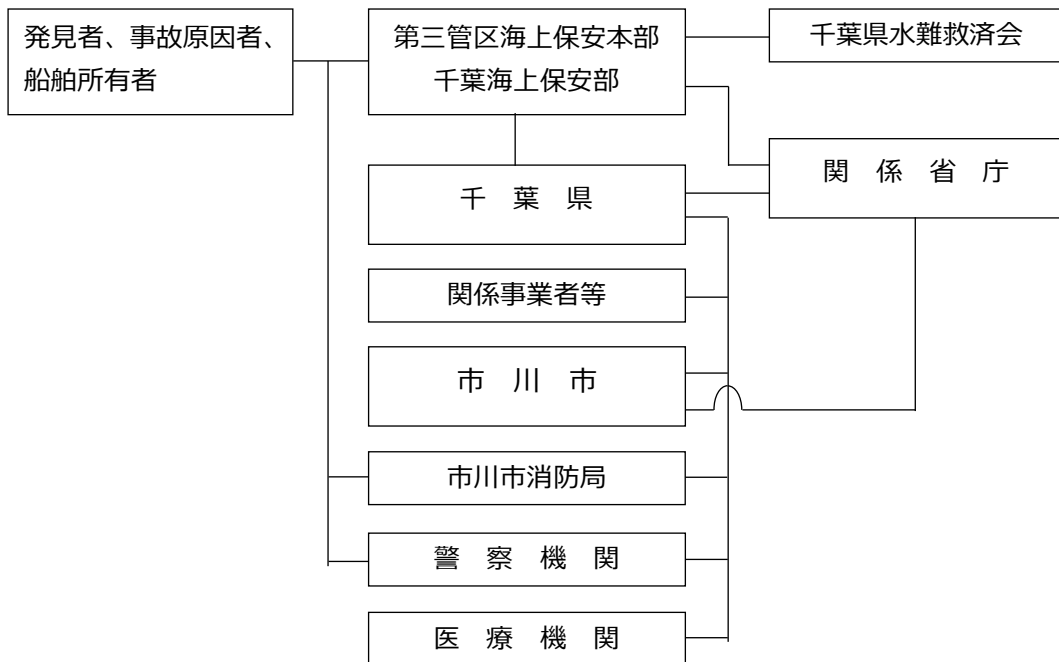
千葉海上保安部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

ア 海上災害が発生したとの通報を受けた場合は、下記の連絡系統により関係機関に連絡する。

イ 市は、海岸地域における事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県へ報告する。



(2) 搜索活動

関係機関は、相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して、搜索活動を行う。

(3) 救助・救急

ア 千葉海上保安部等は、海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行う。また、海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

イ 市は、遭難船舶を認知した場合、海上保安部署及び警察機関に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(4) 医療救護

ア 消防局は、海域及び海岸地域において救助された負傷者等を医療機関に搬送する。

イ 市は、負傷者が多数のときは、災害現場に現地救護所を設置し、市川市医師会、市川市歯科医師会、市川市薬剤師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県 DMAT、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。

(5) 遺体の収容

市は、収容した遺体の安置所、検案場所を設置する。

(6) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

第4節 油等海上流出災害対策計画

1 基本方針

本市周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、石油コンビナート等特別防災区域に係る油等海上流出災害については、「千葉県コンビナート等防災計画」の定めるところによる。

(1) 対象災害

本計画の対象となる災害は、船舶の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

(2) 業務の大綱

名称	事務又は業務の大綱
市川市 市川市消防局	ア 事故状況の実態の把握及び的確な情報収集・通報 イ 防災関係機関及び住民への情報提供 ウ 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部の設置等 エ 漂着油の除去作業等 オ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 カ 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力 キ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示 ク 県又は他の市町村に対する応援要請 ケ 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整 コ 油防除資機材の整備 サ 回収油の一時保管場所等の調査協力 シ 漁業者等の復旧支援
千葉海上保安部等	ア 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請 イ 連絡調整本部の設置 ウ 各排出油等防除協議会の適切な運営 エ 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡 オ 人の生命及び身体並びに財産の保護 カ 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油等の応急防除措置の指導又は命令

	<ul style="list-style-type: none"> キ 流出油等の応急防除措置の実施 ク 一般船舶等に対する事故状況の周知 ケ 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保 コ 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等 サ 油等防除資機材の整備 シ 海上災害防止センターへの流出油等の応急防除措置の指示 ス 自衛隊法に基づく災害派遣要請 セ 治安の維持 ソ 防災関係機関との協力体制の確立 タ 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて必要な専門家等に関する情報の提供
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ア 的確な情報収集及び防災関係機関への通報 イ 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置 ウ 関係排出油等防除協議会との連絡調整 エ 国・近隣都県市等関係機関・各種団体との連絡調整 オ 防災関係機関への協力要請及び連絡調整 カ 自衛隊法に基づく災害派遣要請 キ 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援 ク 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力 ケ 油防除資機材の整備 コ 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動 サ 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援 シ 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力 ス 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握 セ 野生生物及び史跡等の保護・保全 ソ 漁業者等の復旧支援 タ 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言
自衛隊	<p>自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 航空機等による流出油の情報収集 イ 油の拡散防止及び回収等の応急活動 ウ 応援要員及び救援物資等の搬送
漁業協同組合等	<ul style="list-style-type: none"> ア 漁業被害の防止対策

	イ 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施 イ 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施 ウ 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有 エ 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施 オ 防災関係者への指導助言の実施
石油連盟	ア 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙 イ 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあつせん
石油コンビナート等特別防災区域内の共同防災組織及び特定事業所等	ア 特定事業者等に係る被害応急対策 イ 求めに応じた流出油等の防除作業等への協力（共同防災組織は、特別防災区域内に限る。） ウ 特定事業所等に係る被害状況の把握及び情報の提供

(3) 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- ア 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- イ 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- ウ 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- エ 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- オ 被害者の損害等に対する補償

2 予防計画

(1) 航行の安全の確保

- ア 千葉海上保安部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳（ふくそう）する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- イ 千葉海上保安部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

(2) 広域的な活動体制

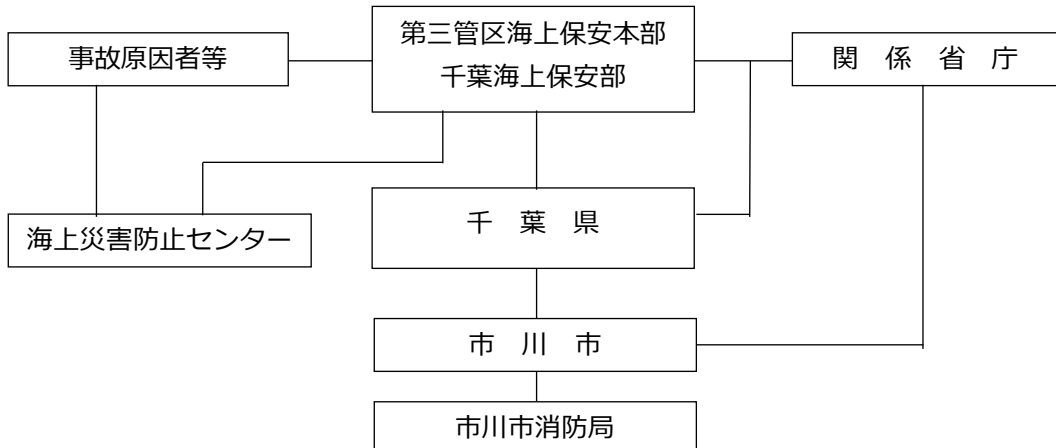
市、国及び県等の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が行えるよう広域的な活動体制の確立を図る。

(3) 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

ア 情報連絡体制の整備

市、県及び千葉海上保安部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報連絡体制を確立しておく。



イ 油防除作業体制の整備

市及び県等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」、「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応ができるような体制整備に努める。

ウ 油防除作業体制の整備

- a) 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努める。
- b) 県は、油流出事故発生時に、市が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努める。
- c) 市は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- d) 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油等防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油等防除資機材を保有する。

エ 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

3 応急対策計画

(1) 防除方針

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。

また、防災関係機関においては、千葉海上保安部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び

有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

(2) 情報収集・伝達体制

ア 千葉海上保安部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

イ 県の活動

a) 千葉海上保安部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

b) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、千葉海上保安部等防災機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活動により、情報収集に努める。

ウ 市及び消防局の活動

付近の海域において油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を千葉海上保安部及び県へ報告する。

エ 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

(3) 警戒区域の設定・避難

市は、沿岸住民に影響がある場合は、海岸地域に警戒区域の設定及び立入制限を実施し、現場の警戒並びに付近住民に対する避難指示を行う。

(4) 流出油の防除措置

ア 千葉海上保安部等の活動

a) 船舶からの油等流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続き油等の流出防止等のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視船艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。

b) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて巡視船艇等により流出油等の回収等防除作業を実施する。

特に必要があると認められるときは、海防法第 41 条の 2 に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

c) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、

海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関と協力の上、消火活動を実施する。

イ 県の活動

- a) 防除活動を迅速にかつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- b) 市の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- c) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- d) 港湾管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- e) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
- f) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- g) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制を実施する。

ウ 市の活動

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

エ 海上災害防止センターの活動

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油等の防除措置を行う。

オ 消防局の活動

消防局は、千葉海上保安部との業務協定及び東京湾消防相互応援協定に基づき、それぞれの関係機関と密接に連携し、消防活動を実施する。

カ 事故原因者等の活動

- a) 油の排出を防止するために、ガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じる。
- b) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- c) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- d) 回収した油の適正な処理を行う。

(5) 広報活動

ア 市は、事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

イ 防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴活動を行う。

(6) 環境保全等に関する対策

市及び県は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

ア 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。

イ 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。

ウ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

(7) 油回収作業実施者の健康対策

市は、市川健康福祉センター及び市川市医師会等の協力を要請して健康対策を実施する。

(8) 補償対策

ア タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、市が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

イ タンカー以外の一般船舶からの油等流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、市が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。漁業者及び観光業者等は、直接を受けた被害の損害賠償請求等ができる。

第5節 航空機災害対策計画

1 基本方針

市域において、航空機の墜落・炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、または発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し、被害の軽減を図るため、各種の応急対策及び平素からの体制を整備するための予防計画について定める。

なお、海上遭難の場合は、大規模事故編第3章第3節「海上災害対策計画」に準ずる。

2 予防計画

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

関係機関はそれぞれの機関及び機関相互において、情報の収集、連絡体制を整備する。

(2) 協力・応援体制の整備

関係機関は相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

(3) 消火救難、救助・救急及び医療活動にかかる資機材等の整備及び備蓄

関係機関は発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

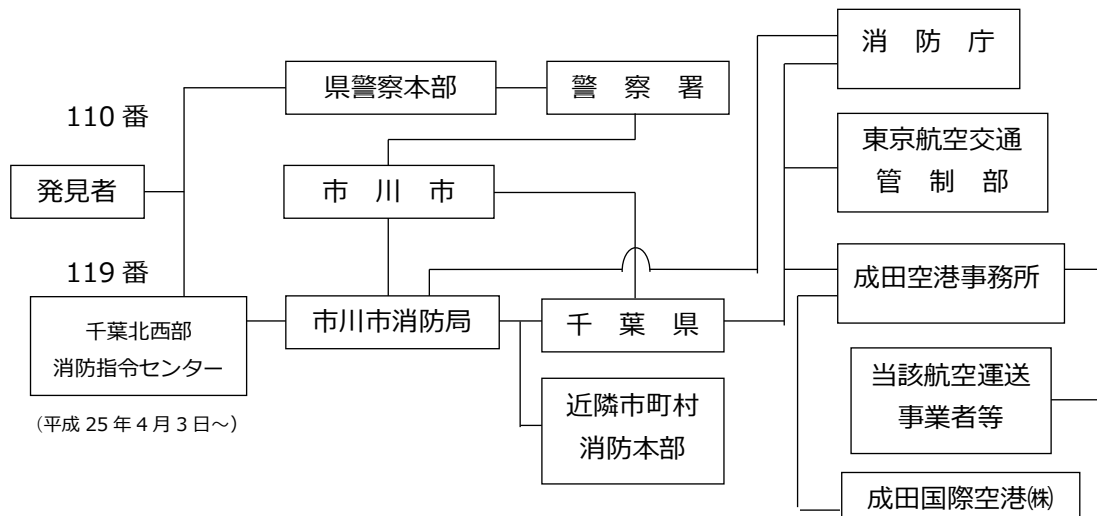
(4) 防災訓練

関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努める。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

航空機災害が発生又はまさに発生しようとしている場合であって、発生地点が明確な場合、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。



(2) 消防活動

- ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、消防局は、化学消防車、化学消火薬剤等による消火活動を重点的に実施する。
- イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、市長及び消防吏員等は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ウ 災害の規模が大きく、消防局だけでは対処できないと思われる場合は、必要に応じて「千葉県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村に消火活動等の応援要請を行う。

(3) 救助・救急

市及び消防局、県、警察機関並びに当該航空事業者は、航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を、次により実施する。

ア 救出班の派遣

乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 救護班の派遣

負傷者の救護は、市川市医師会、市川市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

ウ 医療救護所の開設

市は、現地医療救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

(4) 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

(5) 交通規制

警察機関は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。市は、防災行政無線等を通して広報に協力する。

(6) 広報活動

災害応急対策実施の理解を求めするため、市及び警察機関、成田空港事務所並びに当該航空運送事業者は、報道機関又は防災行政無線及び広報車、CATV、FM 放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、地域住民や旅客等に対して、次のとおり広報活動を行う。

ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ そのほか必要な事項

(7) 防疫・清掃

ア 市は、情報等により遭難機が国際線であることが判明した場合は、県を通じて成田空港検

疫所等と密接に連携して応急対策を行う。

イ 災害現場の清掃は、災害救助法等の定めにより行う。

(8) 避難

市は、航空機災害により影響を受ける区域の住民に対しては、避難指示を発令し、安全な地域に避難所等を開設し、収容する。

(9) その他支援

市は、県、原因者等関係機関の要請により、被災者家族の待機所や宿泊場所の提供、火葬等の必要な対応を支援する。

第6節 鉄道災害対策計画

1 基本方針

鉄軌道における列車の衝突、脱線、火災等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害の被害を軽減するため、鉄軌道事業者及び市、関係防災機関のとるべき対策について定める。

2 予防計画

(1) 各事業者による予防対策

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものである。

(2) 行政等による予防対策

ア 国、公共機関、地方公共団体及び鉄軌道事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。

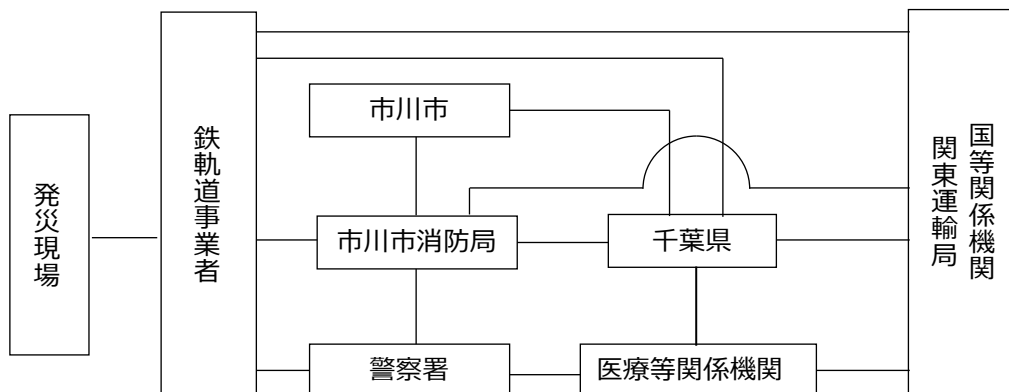
イ 国及び地方公共団体は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、市民生活への支障や地域の孤立化の防止のため、関連公共事業等の実施において努力する。

ウ 国、地方公共団体、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



(2) 相互協力・派遣要請

ア 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。

- イ 市及び県等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- ウ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

(3) 消防活動

- ア 鉄軌事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- イ 消防局は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

(4) 救助・救急

- ア 鉄軌事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- イ 国及び地方公共団体は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ウ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

エ 市は、多数の負傷者の発生等により患者の搬送に支障をきたし、通常の医療体制での対応ができないと判断したときは、事故現場に現地医療救護所を設置する。

現地医療救護所は、市川市医師会、市川市歯科医師会、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、負傷者等のトリアージや応急措置を行うものとする。

- オ 消防局は、鉄軌道機関の種別及び災害様態に応じた効果的な救助活動を行い、関係者から情報を提供させ、二次災害の発生を防止する。また、医療機関等と連絡を密にし、傷病者の効率的な救護搬送にあたる。

(5) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

第7節 道路災害対策計画

1 基本方針

橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落、危険物を積載する車両の事故等、多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

2 予防計画

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路 管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時においては緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生する恐れのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
危険箇所の改修	道路 管理者	異常気象時等に崩落の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	市道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	市	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市川市、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社などをいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。(以下本節内において同じ。)

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

(3) 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

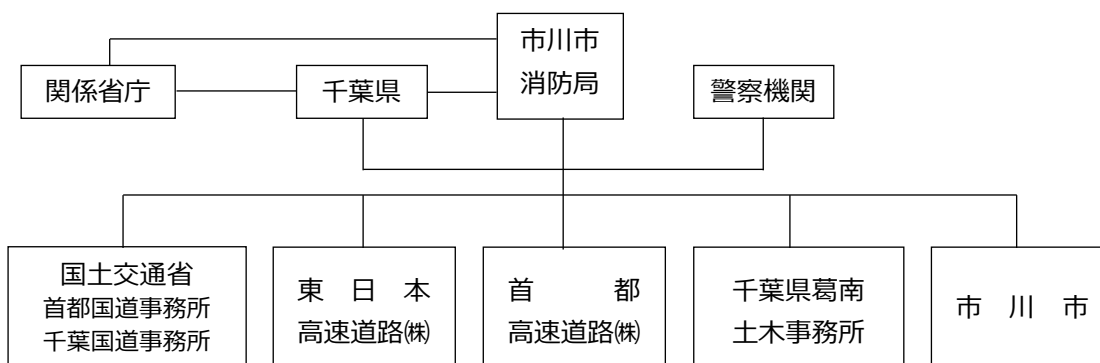
輸送事業者は危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、警察機関、消防局及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

なお、情報の連絡系統は、以下のとおり。



(2) 警戒活動

道路管理者及び警察機関は、道路構造物の被災による人的な被害を未然に防止するため、道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。

また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

(3) 応急活動

ア 道路管理者は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。

また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実

施する。

イ 市及び消防局は、消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を執るものとする。

災害の規模が大きく十分な応急対策を実施できないときは、周辺市町村並びに消防機関に応援を要請し、また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

ウ 県は、市の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られない恐れがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。

警察機関は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防局等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。

(4) 危険物等を積載する車両の事故等への対処

ア 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達するものとする。

イ 流出危険物等の拡散防止及び除去

危険物等を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合、輸送事業者及び道路管理者は、防除活動を実施するものとする。

ウ 避難

市及び県機関は、流出した危険物質の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずるものとする。

エ 広報活動

(5) 広報活動

市は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM 放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等による広報活動を行う。

また、負傷者の搬送先、遺体の収容について、窓口を設置し、問い合わせに対応する。

第8節 放射性物質事故災害対策計画

1 基本方針

市域及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所は存在しないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、県内には核燃料物質を使用している事業所がある。

また、千葉県に隣接する地域には、臨界事故等の発生を想定し対策を検討すべき施設が存在するほか、東京湾での原子力艦の通行、核燃料物質等運搬時の県内通過が想定される。これらの核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という）の取り扱いや原子力艦寄港の状況を把握することは、国の所掌事項であり、本市は放射性物質の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月1日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等の拡散により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に空間放射線量が比較的高い箇所が確認され、土壌等の放射線低減対策の措置が必要となったほか、搬出した土砂等の処分方法などの問題が生じた。

このような放射性物質事故による影響の甚大性にかんがみ、放射性物質を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

2 放射性物質事故の想定

（1）県内等の核燃料物質使用事業所における事故の想定

県内に所在する核燃料物質使用事業所は8施設あるが、このうち現在も核燃料物質を取り扱っているのは4施設であり、他の施設は保管のみを行っており、原災法の対象事業所は存在していない。

県内の施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量等から、これらの事業所において臨界は起こらず、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。

なお、本計画においては、人為的ミスや地震等の自然災害等による漏洩を想定する。

（2）核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していることなどから、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

本計画においては、原子力発電所用低濃縮ウラン等の陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、六フッ化ウランが露出する事態を想定する。

この事故によって、付近の住民が避難しなければならない事態が発生する確率は大変低いと

考えられるが、放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、15mの立ち入り禁止区域の設定及び事故現場から100mの範囲において重点的に防災対策を実施する。

(3) 他県事故に伴う本市への影響想定

茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

(4) 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料の種類や量等が不明確であることから、国等の関係機関からの事故情報等の収集体制および住民への広報体制等について検討する。

3 予防計画

(1) 放射性物質取扱事業所の把握

県及び市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

(3) 応急活動体制の整備

① 防災関係機関の連携強化

県及び市は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

② 防護資機材等の整備

県、市、警察、消防機関は、放射性物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

(4) 退避誘導體制の整備

市は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び地域（自主）防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

① 防災関係者への教育

県及び市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

② 市民に対する知識の普及

県及び市は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

③ 訓練の実施

県及び市は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

(6) 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防局、警察機関、市、県、国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

4 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

① 市内放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、市、警察機関、消防局及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時連絡を行うものとする。

ア 事故発生の時刻

イ 事故発生の場所及び施設

ウ 事故の状況

エ 放射性物質の放出に関する情報

オ 予想される被害の範囲及び程度等

カ その他必要と認める事項

放射性物質事故が発生したとの通報を受けた場合、市は、国、県、警察機関等の関係機関に通報する。

また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

② 市内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、市内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受

けた場合は、直ちに県、市、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

③ 市外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申し合わせ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、市は、国や県などから情報収集を迅速に行うものとする。

④ 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

(2) 事業者による応急対策活動の実施

① 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

② 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者等は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に必要な要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。

(3) 緊急時のモニタリング活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射線物質による環境への影響について把握するものとし、市は、それに必要な協力を行うものとする。

- ① 大気汚染調査
- ② 水質調査
- ③ 土壌調査
- ④ 農林水産物への影響調査
- ⑤ 食物の流通状況調査
- ⑥ 市場流通食品検査
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料検査
- ⑧ 工業製品調査
- ⑨ 廃棄物調査

(4) 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果など必要な情報を市に提供する。また、モニ

タリング結果などから、原子力規制委員会が提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、市に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

■屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被曝による実効線量	○放射線ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ○ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ○プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

※予測線量は、放射線物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。mSv（ミリシーベルト）は、物理学・放射線医学および放射線障害防止法における線量当量単位。

※外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

※「原子力施設等の防災対策について」（平成22年8月一部改訂，原子力安全委員会）より

(5) 広報活動

県及び市は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等を通じて、迅速かつ的確に広報するものとする。

(6) 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県及び市は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物

質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

■食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

(7) 消防活動

放射性物質使用事業所等において火災が発生した場合、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防局においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、活動方針を決定するとともに安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行うものとする。

5 復旧対策計画

(1) 汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者は、国、県、市及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

(2) 各種制限措置等の解除

県、市等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

(3) 被災住民の健康管理

県及び市は、市川健康福祉センター等と協力し、被災者の健康状態を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

(4) 風評被害対策

市は、県、国等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害を抑制するものとする。

(5) 廃棄物等の適正な処理

市は、県、国等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第9節 不発弾等災害対策計画

1 基本方針

工事現場等において、偶発的に発見された不発弾及び不審物等の処理対策について定める。

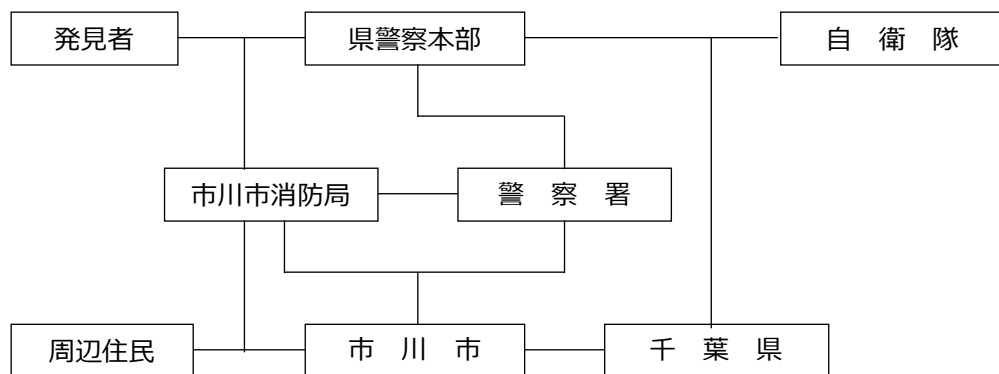
なお、不発弾等の処理については、警察機関の立会いのもと自衛隊が行うが、処理作業等に伴い爆発のおそれがあり、住民の避難等の対応が必要な場合は、市及び消防局も連携してこれを実施するものとする。

2 不発弾等処理計画

(1) 通報・連絡

ア 不発弾等の発見者は、警察機関並びに消防局へ通報する。

イ 警察機関は、不発弾等を発見し、又は発見の届出を受けたときは、県及び市に通知するとともに、自衛隊へ不発弾等の処理を要請する。



(2) 警戒区域の設定

市は、不発弾等に爆発のおそれがあるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域から退去させるものとする。

(3) 警備・交通規制

警察機関は、不発弾等の処理が完了するまでの間公共の安全のために必要な警戒措置をとるとともに、周辺の交通規制を実施する。

市は、交通規則の実施に協力する。

(4) 不発弾等の処理

ア 自衛隊は、処理の必要性の有無等を調査し、処理が必要な場合は、周辺住民等の避難範囲やその他必要な措置について、関係機関と調整するものとする。

イ 自衛隊は、信管の除去等、不発弾撤去のため必要な処理作業を実施する。

(5) 避難

ア 市は、不発弾等の処理に伴い避難が必要と認めるときは、避難場所を確保するとともに、周辺住民に避難指示を行う。

イ 市及び警察機関、消防局は、必要な人員を配置し、避難対象地域の住民に対し適切な避難誘導を行う。

(6) 広報活動

市は、不発弾等の処理状況や避難指示等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、随時広報活動を行う。

第10節 大規模ライフライン事故災害対策計画

1 基本方針

令和元年9月9日に千葉県に上陸した台風15号において、本市は、北東部を中心に約3,300軒の停電被害が発生した。県内では約64万軒もの停電被害が発生し、同月の27日に電柱等の倒壊した地域を除き概ねの復旧が終了したが、大規模停電として市民生活に影響をもたらした。

また、平成24年5月に利根川水系の浄水場で高濃度のホルムアルデヒドが検出された事故に伴い、県内で約35万世帯が断水し、本市においても飲料水の確保等の対応に追われた。

過去の大規模停電及び水質事故等のライフライン事故災害を踏まえ、各種事故発生時の各事業者及び市の対策について定め被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 対象事故

大規模な停電、ガス供給停止、断水等、市民の生命・生活に重大な影響を与える事故

(2) ライフライン事業者

① 電気

本市の電力を管轄する東京電力パワーグリッド株式会社の概要は次のとおりとする。

(京葉支社)

・住所：〒273-0011 船橋市湊町2-2-16

・サービス区域：市川市（稲越の一部を除く）、船橋市（高野台を除く）、浦安市、鎌ヶ谷市（一部を除く）、習志野市、八千代市、白井市（富士の一部）

(東葛支社)

・住所：〒277-8560 柏市新柏1-13-2

・サービス区域：市川市（稲越2丁目の一部）、松戸市、船橋市（高野台）、鎌ヶ谷市の一部、柏市、流山市、野田市、我孫子市（一部を除く）、白井市（一部を除く）

② ガス

本市のガス供給を管轄する京葉ガス株式会社の概要は次のとおりである。

・住所：〒272-8580 市川市市川南2-8-8

・供給区域：市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域、および船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市の一部区域

③ 水道

本市の水道水を管轄する千葉県企業局の概要は次のとおりである。

(市川水道事務所)

・住所：〒272-0023 市川市南八幡1-10-15

- ・受持ち区域：市川、市川南、稲越、大洲、大野町、大町、大和田、鬼越、鬼高、柏井町、上妙典、北方、北国分、国府台、高谷、高谷新町、国分、下貝塚、新田、菅野、須和田、曾谷、高石神、田尻、稲荷木、中国分、中山、原木、東大和田、東国分、東菅野、東浜、平田、二俣、二俣新町、奉免町、北方町、堀之内、真間、南大野、南八幡、宮久保、本北方、八幡、若宮

(市川水道事務所 葛南支所)

- ・住所：〒272-0144 市川市新井 3-15-10

- ・受持ち区域：相之川、新井、伊勢宿、入船、押切、欠真間、加藤新田、河原、香取、行徳駅前、幸、塩浜、塩焼、島尻、下新宿、下妙典、未広、関ヶ島、高浜町、宝、千鳥町、富浜、新浜、日之出、広尾、福栄、本行徳、本塩、湊、湊新田、南行徳、妙典

<給水車等への注水場所>

(栗山浄水場)

- ・住所：〒271-0097 松戸市栗山 198

- ・有効貯水量：19,760 m³

(妙典給水場)

- ・住所：〒272-0111 市川市妙典 2-4-1

- ・有効貯水量：100,000 m³

(船橋給水場)

- ・住所：〒273-0043 船橋市行田町 345

- ・有効貯水量：18,000 m³

(3) ライフライン事業者の防災計画等

ライフライン事業者は、事故等の緊急事態に備え以下の計画等に基づき、予防・応急対策を行うものとする。

- ① 東京電力パワーグリッド株式会社「防災業務計画」
- ② 京葉瓦斯株式会社「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」
- ③ 千葉県企業局「企業局水道事業事故等対策基本計画」等

2 予防計画

(1) 情報収集体制の整備

市は、ライフライン事業者と開庁時、夜間、災害時優先の連絡先の交換を行うものとする。

	開庁時	夜間・休日	災害時
市川市	危機管理室（危機管理課・地域防災課）	消防局指令課	危機管理課長・副参事 地域防災課長・副参事・主幹
東京電力パワーグリッド千葉総支社・京葉支社	千葉総支社 業務統括グループ	①当直（千葉総支社） ②支社長代理（京葉支社）	災害対策組織による対応
京葉ガス	保安指令室	保安指令室	災害対策室
市川水道事務所	同左	技術次長	技術次長
市川水道事務所 葛南支所	同左	副支所長	支所長

(2) 協定事業者との連携

市は、ライフライン被害に備え、関連する事業者と協定を締結し、訓練等を通じて連携強化に努めるものとする。

(3) ライフライン事業者の予防対策

① 電気

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布するものとする。

自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設並びに人工透析等の医療機器等を使用している市民等に、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請するものとする。

② ガス

定期的に契約者宅を訪問し、ガス漏れ検査やガス機器の調査を行っているほか、ガスの正しい使用方法や、誤った使用方法に伴う危険性を記載したパンフレットなどを配布するものとする。

また、ガスの安定供給と保安を担うため「防災供給センター（市川市）」を中心に供給区域内の市川市・船橋市・柏市に拠点を配置し、道路に埋設されたガス導管から各家庭のガス設備まで、ガス漏れ等への対応を目的として24時間、休日、夜間を問わず緊急出動体制を整備するものとする。

③ 水道

平時から、災害発生後に県企業局が実施する応急対策の諸活動や住民が自ら行う、飲料水確保の方法等について、周知を図るとともに、事故等発生直後の無用な混乱を防止して、円滑な応急対策が実施できるよう広報を行うものとする。

主な広報内容は、応急給水設備（浄・給水場）の開設場所や3日分程度の備蓄の勧めや正しい水の備蓄方法その他事故災害等発生後に必要な情報、注意事項等を「県水だより」等の県の広報誌、市町村や各防災機関の広報紙・パンフレット等により働きかけを行うものとする。

3 応急対策計画

(1) 情報収集・伝達体制

① 事故発生時の連絡

ライフライン事業者は、何らかの要因により、停電、ガス漏れ、断水等の事故が発生した場合、市、県、警察、消防局及び国の関係機関等に通報する。

② 被害状況の収集

市（消防局含む）は、市民やライフライン事業者、県、近隣自治体等からの通報や災害現場への職員の派遣、高所カメラの活用等により、ライフライン事故の発生状況、被害情報の収集を行う。

③ 対策の立案

市は、県又は近隣自治体へ現況を伝達し、避難指示、危険箇所への立ち入り禁止、避難所開設、支援物資の供給、病院・要配慮者関連施設の確認等を行い対策の立案を行う。

④ 迅速な情報提供（広報活動）

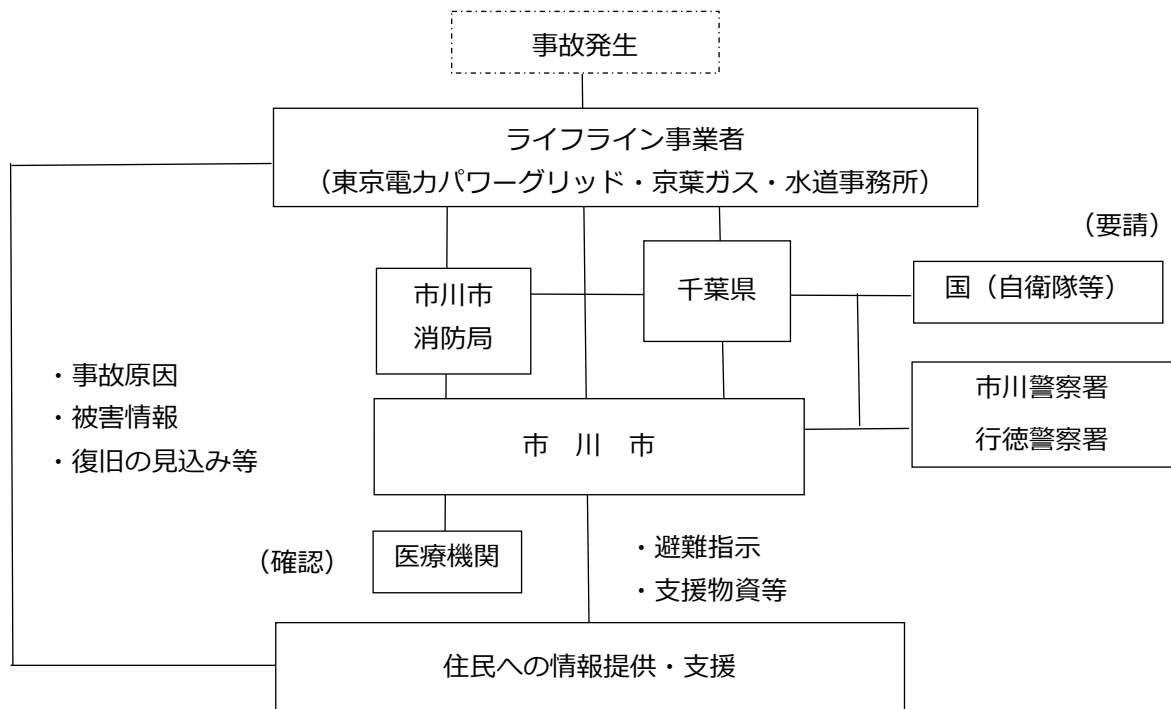
市は、上記における処理状況や避難指示等について、防災行政無線、広報車、CATV、FM放送、市公式Webサイト、ツイッター・フェイスブック、LINE、メール情報配信サービス等により、迅速に市民情報提供を行う。

(2) 国（自衛隊含む）への要請

市は、状況に応じて自衛隊給水車及び電源車、国土交通省関東地方整備局給水車及び照明車（電源供給・非常用電源）等の要請を行う。

(3) 県（警察含む）への要請

市は、状況に応じて警察給水車及び非常用電源車、その他特殊車両及び備蓄品の要請を行う。



(4) ライフライン事業者の応急対策

① 電気

ア 市・市民への情報発信

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等を通じて行うほか、必要に応じ広報車等により直接当該地域へ周知を行う。

イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合

事故発生時には、インターネット等による停電情報に加え、可能な限り復旧見通しを提供する。また、自宅で人工呼吸器等の医療機器を使用しており、バッテリー等の代替電源がない方に対しては、東京電力パワーグリッド株式会社が保有している小型発電機等を可能な限り貸し出す。

ウ 応急対策、復旧対策の実施

被害の発生原因を考慮した上、「防災業務計画」に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。

② ガス

ア 市・市民への情報発信

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS およびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知を行う。

イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合

メーターガス栓の閉止、ガス導管の検査・修理、ガス機器・設備の確認、メーターガス

栓の開放（供給再開）

ウ 応急対策、復旧対策の実施

被害の発生原因を考慮した上、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。

③ 水道

ア 市・市民への情報発信

事故等の状況に応じ、適切な広報手段を選択する。

- a) ラジオ、テレビ、新聞等のマスコミへの情報提供
- b) 当局広報車による広報
- c) ホームページへの掲載
- d) 市の防災行政無線等による広報
- e) 各戸へのお知らせ文配布
- f) その他

イ 大規模ライフライン事故等が発生した場合

「給水区域内各市における応急給水等連絡調整会議に係る確認事項」に基づき、県内11市（千葉・市川・船橋・松戸・成田・習志野・市原・鎌ヶ谷・浦安・印西・白井）と千葉県企業局が役割を分担し、状況に応じて適切な方法で行う。

県地域防災計画に基づき、県企業局給水区域内の応急給水活動に係る事前対策及び災害時の作業について県企業局が市と役割を分担し行う。

- a) 病院等の重要施設及び避難場所等への応急給水
- b) 消火栓を活用した仮配管や仮設給水栓による応急給水
- c) 県企業局浄水場・給水場における近隣住民への応急給水

ウ 応急対策、復旧対策の実施

被害の発生原因を考慮した上、「企業局水道事業事故等対策基本計画」等に基づき、迅速且つ適切に被害の復旧を行う。